

## 4社の公道試験に係る法令違反の概要について

	スズキ(株)	ダイハツ工業(株)	日産自動車(株)	(株)本田技術研究所
記載事項変更等の法令違反台数	1台	5台	2台	30台
記載事項変更等の法令違反の状況	原動機載せ換え：1台 (軽乗用車 小型乗用車) * 走行距離 約 20,000km	原動機載せ換え：5台 (乗用車) (うち軽乗用車 小型乗用車 2台) * 走行距離 2,080km ~ 105,050km	原動機載せ換え：2台 (乗用車) * 走行距離 12,420km ~ 18,700km	原動機載せ換え：24台 ・乗用車 23台 ・軽二輪車 小型二輪車 1台 * 走行距離 50km ~ 4,120km  かじ取り装置の施錠装置の 機能無効：2台 (乗用車) * 走行距離 約 5km  検査を受けることなく公道 走行試験実施：4台 (小型二輪車) * 走行距離 30km ~ 50km
上記車両に係る公道走行試験の際に生じた事故	な し			

注1 . 調査対象期間は直近の5年間(平成12年4月以降。(株)本田技術研究所については書類が保存されている3年間)。

注2 . 「原動機載せ換え」は、道路運送車両法第67条違反(記載事項変更手続きの怠り)。ただし、軽乗用車に小型乗用車に該当する排気量の原動機を載せ換えた場合は同法第4条及び第58条違反(検査・登録を受けずに運行)、軽二輪車(検査対象外)に小型二輪車に該当する排気量の原動機を載せ換えた場合は同法第58条違反(検査を受けずに運行)。

注3 . 「かじ取り装置の施錠装置の機能無効」の状態公道走行試験を行った場合は、保安基準第11条の2違反(施錠装置作動せず)。

注4 . 「検査を受けることなく公道走行試験実施」は道路運送車両法第58条違反(検査を受けずに運行)。